

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員とその活動について

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

さまざまな経歴を持った人権擁護委員が、その経験を生かして、地域の皆さんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

また、「人権を侵害された。」と申告などがあつた場合、事案に応じて、法務局の職員と協力して事実関係を調査し、被害者の救済のため、最善の方法と一緒に考えます。

海田町では次の人が人権擁護委員として活動を行っています。

- ・植野 敏彦さん(6月30日(火)まで)
- ・田中 克江さん
- ・信本 真理さん
- ・松岡 茂子さん
- ・松井 知己さん
- ・原本 明美さん(7月1日(水)から)

人権相談所を開設します

差別、私的制裁、いじめ、体罰、虐待、家庭内の暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー、近隣とのめごとなど幅広い相談を受けています。秘密は厳守されます。

●相談員 海田町人権擁護委員、司法書士

●日時 6月10日(水)10時～15時

●場所 役場1階多目的室1-1A

●対象 どなたでも(相談状況により、お待ちいただく場合があります)

●参加費 無料

▶人権相談所の開設について

人権啓発DVDの貸し出し

町立図書館で人権啓発DVDを借りることができます。ぜひ活用してください。

【貸し出し作品】

- ・あなたは大丈夫？考えよう！デートDV
 - ・あなたは大丈夫？考えよう！いじめ
 - ・あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待
- ほか一部の動画についてはYouTubeの法務局チャンネルでも見ることができます。

問 社会福祉課(役場2階)

☎823-9207 FAX 823-9627

海田町文化財保存活用
地域計画(素案)の
パブリックコメント

【素案の概要】

令和9年度から令和13年度までの文化財の保存活用について課題や目標をまとめた計画を作成しています。

【資料の閲覧方法】

海田町のホームページからダウンロードできるほか、生涯学習課、織田幹雄スクエア、海田東公民館、図書館、ふるさと館で閲覧できます。(ただし開館・開庁時間のみ)

●意見募集期間

6月15日(月)～6月28日(日)

意見の提出方法など

わしくはホームページ

を確認してください。

問 生涯学習課(役場3階)

☎823-9217 FAX 823-9256



被爆二世健診のご案内

●実施期間

6月10日(水)～令和9年2月28日(日)
(精密検査については令和9年3月10日(水)まで)

●検査費用 無料

●申し込み期間

6月1日(月)～令和9年1月31日(日)

※消印有効。

●申し込み

役場や公民館に備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、広島県被爆者支援課に申し込んでください。広島県の電子申請システムからの申し込みも可能です。

▶広島県電子申請システム

問 社会福祉課(役場2階)

☎823-9207

広島県被爆者支援課 ☎513-3109



7月は“社会を明るくする運動”
強化週間です

“社会を明るくする運動”とは？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全・安心な明るい地域社会を築くために全国で取り組まれている運動で、令和8年で76回目を迎えます。

パネル展示を行います

“社会を明るくする運動”や“更生保護”に関するパネルを展示します。簡単なアンケートにお答えいただくと、プレゼントを進呈します。(数量限定)

●期間 7月1日(水)～7月20日(月・祝)

●場所 役場1階ロビー

●海田町に「ホゴちゃん」が遊びに来ます！

立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を

願っている心優しい、更生ペンギンの「ホゴちゃん」が海田町役場へ遊びに来てくれます。日時などくわしくは二次元コードを確認してください。

保護司の活動にご理解・ご協力ください

保護司は、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えるボランティアです。犯罪や非行を繰り返さない地域づくりには、地域の皆さんの見守りと理解が欠かせません。よりよい社会の実現に向け、保護司の活動にご理解とご協力をお願いします。



▲海田町“社会を明るくする運動”



▲法務省ホームページ



問 社会福祉課(役場2階)

☎823-9207 FAX 823-9627

止水板の設置を補助します

降雨による浸水被害を軽減するため、止水板の設置に対する補助を行っています。

●対象建物 戸建住宅、マンション、店舗、事務所など。

●対象費用 止水板の購入または設置工事に要した費用。

●対象場所 海田町立地適正化計画で定める居住誘導区域のうち、過去に浸水被害があった場所、または浸水被害が発生するおそれがある場所。

●補助金額 対象費用の2分の1(上限50万円)

●その他 申請に必要な書類などくわしくは海田町ホームページまたは窓口で確認してください。

問 まちデザイン課(役場3階)

☎823-9634 FAX 823-9203

令和7年度の
資源物回収状況

海田町では、毎月1回資源物の回収を行い、資源再生利用(リサイクル)を促進しています。

令和7年度の資源物の回収量は合計で約892トンでした。

資源売却金額は、約1,343万円になりました。

資源リサイクルは、一人ひとりのごみの正しい出し方に支えられています。これからも、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

種 別	回収量(kg)
スチール缶・アルミ缶	45.199
ガラス瓶	114.000
ペットボトル	34.592
新聞	166.510
雑誌	200.360
ダンボール	165.280
布類	135.710
牛乳パック	3.640
小型家電	26.436
白トレイ	210
合 計	891.937

問 環境センター

☎823-4601(FAX兼用)

「ねんきん定期便」を
お届けしています

日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険に加入している人に「ねんきん定期便」を送付しています。

年金加入者の皆さん一人ひとりに対して、年金保険料の納付実績や年金の見込み額など、年金に関する情報を分かりやすく定期的にお知らせして、保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうためのものです。

送付月は、毎年誕生月です。35歳・45歳・59歳の人には封書で送付し、その他の年齢の人にははがきで送付します。「ねんきん定期便」について分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号または広島南年金事務所へ相談してください。

なお、インターネットを通じてパソコンやスマートフォンから自身の年金記録をいつでも確認できる「ねんきんネット」も利用できます。登録は日本年金機構「ねんきんネット」ページの新規登録ボタンから可能です。こちらも利用してください。

問 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号

☎0570-058-555(ナビダイヤル)

☎03-6700-1144(一般電話)

広島南年金事務所 ☎253-7710

6月23日～29日は男女共同
参画週間です

“あなたらしさが、社会のチカラ”(令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)

男女共同参画は、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会をめざすことです。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりのパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

問 社会福祉課(役場2階)

☎823-9207 FAX 823-9627

地域団体の団体交流や視察
に係る交通費を補助します

●対象団体

自治会、こども会、地域運営組織など

●補助の対象経費

JR、乗合バスなどの公共交通の運賃の支払いに要する経費、もしくは貸切バスの利用料金の支払いに要する経費(バスの借上料のみ)

●補助率

団体と交流する場合/対象経費の10分の10
単独で活動する場合/対象経費の2分の1
※この他にも、補助を受ける条件があります。

●申し込み

活動実施前に必ず事前協議が必要です。活動を実施する月の3か月前の1日から、活動を実施する月の前々月の中旬までに、必要な書類を提出してください。

※活動を実施する月によって、スケジュールが異なりますので、申請される際には、早めに問い合わせてください。

※各活動月の予算を超える事前協議を受け付けた場合は、抽選により補助対象団体を決定します。

くわしくは、海田町ホームページを確認または
かいたブランド課へ問
合わせてください。

問 かいたブランド課(役場3階)

☎823-9212 FAX 823-9203

令和9年二十歳のつどい

●日時 令和9年1月10日(日)13時30分から(12時30分から受け付け開始)

●場所 織田幹雄スクエア ホール

●対象 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人

町外に転出している人も参加できます。生涯学習課まで連絡してください。二十歳のつどい当日に「二十歳の抱負」を発表する人、記念品を受け取る人を募集しています。希望する人は、生涯学習課に申し込んでください。

問 生涯学習課(役場3階)

☎823-9217 FAX 823-9256